

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

県営土地改良事業芳沼地区（農村地域防災減災事業）の工事を令和四年一月二十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和五年九月十二日

埼玉県知事 大野 元裕